

---

# 上限年齢が80歳から83歳に引き上げられました！

---

## 就業交替運用基準

満70歳以上で、通算5年の就業期限満了者が、引き続き別表に定める職種の就業として同一職種を希望した場合、次の運用基準を適用する。

### 1. 就業場所

別表に定める同一職種内の異なる就業場所とする。なお、未就業者及び継続就業をしていない者の就業希望が無く、その就業場所において発注者との契約履行に支障がある場合に、就業することができるものとする。

### 2. 就業期限

発注者との契約に従い1年以内を限度とし、通算3年までとする。

### 3. 年齢上限

①満83歳に到達する日の月末までとするが、②就業交替運用基準適用者で満80歳を迎えた会員は、運用基準適用者継続就業状況確認書（別紙）を提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この運用は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 既就業会員は、施行日をもってこの運用を開始する。

### 変更点

①80歳から83歳に引き上げとなります。

②健康状態の確認のため運用基準適用者継続就業状況確認書を提出すること  
になります。